

番号 ※	施策番号					新規	再掲	指標	関連指標	指標の解説	重点事業名	概要	担当課
4	I	1	①	(1)	基本的な生活習慣の形成			○	朝食を毎日食べていると答えた児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査において、朝食を毎日食べていると答えた児童生徒の割合	いきいきちばっ子食育推進事業	「ちばの食」を通じて子どもたちの健やかな体を育むとともに、規則正しい生活習慣を身につけさせるため、食に関する指導や体験型の食育活動を行うなど、学校における食育を推進する。	教)保健体育課
11	I	1	①	(2)	体力向上			○	小学校における新体力テストの平均点	千葉県体力・運動能力調査における「握力」「50m走」「反復横跳び」など8種目80点満点の平均点	いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」の実施	児童生徒を対象に、各学校で体育や業間、昼休み等の時間楽しく集団で協力しながら、運動種目に取り組み、その記録を競う。記録のランキングをホームページに掲載し、運動に対する意欲を高めることで、運動の機会を増やし体力向上を図る。また、集団で運動に取り組むことで、好ましい人間関係や社会性の育成もねらいとしている。	教)保健体育課
29	I	1	②	(1)	確かな学力の向上			○	①将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ②授業で、話し合い活動がしっかりとできていると考えている児童生徒の割合 ③全国学力・学習状況調査の平均正答率	①全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)において「将来の夢や目標を持っていますか」に肯定的な回答をした児童生徒の割合 ②全国学力・学習状況調査において「授業で、話し合い活動がしっかりとできていると考えている」と回答した児童生徒の数 ③全国学力・学習状況調査における平均正答率	ちばっ子「学力向上」総合プラン	学力向上に資する各事業を、児童生徒の学ぶ意欲の向上と、教員の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の2つの視点で整理し、事業を総合的に展開することにより学力向上を図る。	教)学習指導課
39	I	1	③	(1)	教職員の質・教育力の向上及び多様な専門性を持つ職員等と連携	○		○	組織的・継続的な研修を行っている学校の割合	全国学力・学習状況調査(学校質問紙)において「授業研究や事例研究等、実践的な研修を行っている」に肯定的な回答をした学校の割合	教職員の研修事業	「教職員研修体系」に基づき、研修内容や方法等を毎年検討したうえで、「千葉県公立学校教職員研修事業総合計画」を作成し、研修事業の整備を行っている。	教)学習指導課
49	I	1	③	(5)	私立学校の振興と公立学校・私立学校の連携の推進	○		○	組織的・継続的な研修を行っている学校の割合	全国学力・学習状況調査(学校質問紙)において「授業研究や事例研究等、実践的な研修を行っている」に肯定的な回答をした学校の割合	公立学校・私立学校の教職員を対象とした合同研修	公立学校と私立学校との研修において一層の連携・協力を推進します。	教)学習指導課
50	I	1	③	(6)	情報活用能力を育むICT利活用の推進	○		○	児童生徒のICT活用を指導できる教員の割合	国が実施している「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において「児童生徒のICT活用を指導する能力」があると回答した教員の割合	ICT活用実践校の指定(ちばっ子の学び変革推進事業)	県内のICT教育をさらに推進させるために、ICT活用実践校を指定する。	教)学習指導課
51	I	1	③	(6)	情報活用能力を育むICT利活用の推進	○		○	児童生徒のICT活用を指導できる教員の割合	国が実施している「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において「児童生徒のICT活用を指導する能力」があると回答した教員の割合	千葉県学校ICT化サポート事業	学校のICT化を支援する人材の確保に向けて、事業者等に関する情報提供を行う。	教)学習指導課

番号 ※	施策番号				新規	再掲	指標	関連指標	指標の解説	重点事業名	概要	担当課
59	I	2	④	(3)			○	<p>幼・小・中・高等学校において作成した「個別の教育支援計画」を学年間、他校種への引継ぎ資料として活用した割合</p> <p>幼・小・中・高等学校において作成した「個別の指導計画」を学年間、他校種への引継ぎ資料として活用した割合</p>	<p>幼・小・中・高等学校において作成した「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を、学年間、他校種への引継ぎで、個々に計画を活用して説明を行い、計画を渡した割合</p>	特別支援アドバイザー事業	<p>発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方について、幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校及び幼保連携型認定こども園からの要請に応じて、各教育事務所に配置した「特別支援アドバイザー」を派遣し、教職員等に対して助言・援助を行う。</p>	教)特別支援教育課
67	I	2	⑤	(1)			○	<p>地域や社会をよくするために何をすべきか考える児童生徒の割合</p>	<p>全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)において「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」に肯定的な回答をした児童生徒の割合</p>	主権者教育の推進	<p>子ども・若者の主権者としての自覚を促し、必要な知識と判断力の育成が図れるよう、児童・生徒の発達段階に応じて、各学校における政治的教養を育む教育の一層の充実に努める。</p>	教)学習指導課
74	I	2	⑥	(1)			○	<p>職場体験・インターンシップを実施している公立学校の割合</p>	<p>・県内の全日制高等学校におけるインターンシップを実施した生徒数(千葉市立高校を除く)</p> <p>・全国学力・学習状況調査における学校質問紙調査の質問「職場見学や職場体験活動をおこなっていますか」に対する肯定的回答の割合</p>	小・中・高等学校のキャリア教育総合推進事業	<p>青少年一人一人が主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を高め、確かな勤労観・職業観を形成し、激しい社会の変化の中で様々な課題に対応しつつ、社会人・職業人として自立していくことができるようにするキャリア教育の推進のための事業を実施する。</p>	教)学習指導課
76	I	2	⑥	(1)			○	<p>職場体験・インターンシップを実施している公立学校の割合</p>	<p>・県内の全日制高等学校におけるインターンシップを実施した生徒数(千葉市立高校を除く)</p>	高校生インターンシップ	<p>高校生が就業体験(インターンシップ)を通じて、勤労や職業への関心を高めるとともに学習意欲、マナーやコミュニケーション能力などの社会人として必要な資質の向上を図れるように、インターンシップの推進に努める。</p>	教)学習指導課
90	II	3	⑦	(3)			○	<p>教育改革推進事業によりスクールカウンセラー(SC)を設置する学校数</p>	<p>教育改革推進事業によりスクールカウンセラーを設置する学校数</p>	教育改革推進事業(教育相談体制の整備)	<p>私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置に係る経費に対して支援する。</p>	学事課
40	II	3	⑦	(3)			○	<p>スクールカウンセラー(SC)及びスクールソーシャルワーカー(SSW)の年間配置時間総数</p>	<p>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの年間配置時間の総数</p>	<p>スクールカウンセラー等配置事業(いじめ防止対策等推進事業の一部)(再掲I-1-③-1)</p>	<p>支援を必要とする児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカー等の専門性を有する人材を配置し、関係機関との連携など、子どもやその保護者への相談支援の充実を図る。</p>	教)児童生徒安全課
96	II	3	⑧	(1)			○	<p>学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合</p>	<p>不登校を理由として年間30日以上欠席した児童生徒のうち、校内のスクールカウンセラーや、校外の教育支援センター(適応指導教室)等で、相談・指導等を受けていない児童生徒の割合</p>	訪問相談担当教員の配置	<p>不登校等児童生徒の支援の充実を図るために、不登校等児童生徒への家庭訪問を中心とした活動を行う教員を地区不登校等児童生徒支援拠点校に配置する。 訪問相談担当教員は教職員、保護者及び不登校等児童生徒に対する助言・支援を行う。</p>	教)児童生徒安全課、 教)教職員課

番号 ※	施策番号				新規	再掲	指標	関連指標	指標の解説	重点事業名	概要	担当課	
98	II	3	⑧	(1)			○	学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合	不登校を理由として年間30日以上欠席した児童生徒のうち、校内のスクールカウンセラーや、校外の教育支援センター(適応指導教室)等で、相談・指導等を受けていない児童生徒の割合	不登校児童生徒支援推進校の指定	学校内に不登校児童生徒支援教室を設置し、実践的な活動等とおして不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対する適切な支援を行うことを目的として、児童生徒支援(不登校)加配教員1名を推進校に配置する。	教)児童生徒安全課、教)教職員課	
100	II	3	⑧	(1)	○		○	学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合	不登校を理由として年間30日以上欠席した児童生徒のうち、校内のスクールカウンセラーや、校外の教育支援センター等で、相談・指導等を受けていない児童生徒の割合	不登校児童生徒支援チームの設置	不登校支援体制の助言・支援等を行う。不登校児童生徒支援関係者による会議での支援対応策について検討し、助言・支援を行う。	教)児童生徒安全課、子どもと親のサポートセンター	
101	II	3	⑧	(2)			○	本県のいじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合	本県のいじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合 ①いじめに係る行為の解消(少なくとも3か月目安) ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと	いじめ防止対策等推進事業	いじめ防止対策推進法及びいじめ防止対策推進条例の成立を受け、千葉県いじめ防止基本方針を策定し教員研修を実施するとともに、啓発資料の作成を行い、児童生徒、保護者、教職員等に広く周知を図る。	教)児童生徒安全課、子どもと親のサポートセンター	
116	II	3	⑨	(2)			○	障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	短期入所事業所数(障害のある子どもを受け入れる事業所)	障害のある子どもを受け入れる事業所	障害児短期入所の充実	家庭において障害のある子どもの介護が家族の疾病等により一時的に困難になった場合、短期間受け入れる短期入所事業所の拡充を図る。	障害福祉事業課
126	II	3	⑩	(1)			○	学習支援・就学支援の充実	生活保護を受けている子どもの高等学校等進学率	生活保護を受けている子どもの高等学校等進学率を県全体の高等学校等進学率に近づける	生活困窮者自立支援制度による子どもの学習支援事業	生活に困窮する世帯の児童生徒を対象として、県及び各市において学習支援や居場所の提供を実施する。	健康福祉指導課
144	II	4	⑪	(1)			○	非行・犯罪防止活動の推進	スクール・サポーターが訪問した中学校の割合	県内の全中学校に対し、年度内にスクール・サポーターが訪問した中学校の割合	スクール・サポーター制度	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の少年を対象とした非行防止や立ち直り支援、学校における児童生徒の安全の確保を目的とし、主として、非行問題等を抱える学校からの要請に基づいてスクール・サポーター(嘱託職員)を派遣し、学校職員に対する生徒指導や健全育成に係る指導・助言、対象生徒等に対する指導・助言、学校等が実施する学校内外のパトロール活動への支援などを行っている。 (平成16年以降)	警)少年課

番号 ※	施策番号				新規	再掲	指標	関連指標	指標の解説	重点事業名	概要	担当課	
154	II	4	⑫	(2)	○	○	社会的養護が必要な子どもへの支援の充実	○	里親等委託率	社会的養護が必要な児童のうち、里親及びファミリーホームに委託されている児童の割合を指す指標	里親委託を推進する事業	里親委託率の向上に向けて、受け皿となる里親を増やすとともに、質の高い里親養育を実現することが求められている。そのため、里親が、子どもに最善の養育を提供するために適切な支援を受けられるようにするべく、里親制度に対する社会の理解により一層促進するとともに、里親のリクルート、研修、支援などを里親とチームとなつて一貫して担うフォスタリング機関(里親養育包括支援機関)による包括的な支援体制を構築する。その他、里親委託や研修受講に要する費用や里親賠償責任保険加入に必要な保険料の支援、児童相談所に里親対応専門員を配置などにより、里親委託のより一層の推進に取り組む。	児童家庭課
163	III	5	⑬	(1)	○	○	外国語教育の充実	○	生徒の卒業段階における英語力(中学生:CEFR A1レベル、高校生:CEFR A2レベル)	中学校卒業段階で英検3級レベル相当以上、高等学校卒業段階で英検準2級レベル相当以上を達成した生徒の割合	グローバル人材プロジェクト事業(小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業)	生徒の英語力及び教員の指導力・英語力の向上を目指し、様々な研修の企画運営を行う。また、研究校を指定し、小中高で連携して研究テーマについて研究を行う。	教)学習指導課
164	III	5	⑬	(1)	○	○	外国語教育の充実	○	生徒の卒業段階における英語力(中学生:CEFR A1レベル、高校生:CEFR A2レベル)	中学校卒業段階で英検3級レベル相当以上、高等学校卒業段階で英検準2級レベル相当以上を達成した生徒の割合	グローバル化に対応した英語教育の充実事業(学習支援ソフトを活用したスピーキング力向上、ALT(外国語指導助手)活用の充実)	外国語指導助手(ALT)を活用し、外国語教育及び国際教育を充実させる。また、学習支援ソフトを活用し「話すこと」の技能に必要な力の向上を図る。	教)学習指導課
168	III	5	⑬	(2)	○	○	多様な文化を認め合う国際社会の担い手の育成	○	生徒の卒業段階における英語力(中学生:CEFR A1レベル、高校生:CEFR A2レベル)	中学校卒業段階で英検3級レベル相当以上、高等学校卒業段階で英検準2級レベル相当以上を達成した生徒の割合	グローバル人材プロジェクト事業	海外派遣(短期)への留学助成金給付による留学促進によって、県内高校生等がグローバル人材としての要素を伸長する動機付けや機会の提供を行うとともに、県内の子供たちが広くグローバル人材を目指す牽引力とする。	教)学習指導課
175	III	6	⑭	(1)	○	○	次世代競技者の育成	○	国体入賞	天皇杯8位入賞 皇后杯8位入賞	ちばジュニア強化事業	ジュニア層を対象に素質のある選手の発掘と年齢・競技種目等に応じた計画的・継続的指導を行い、未来のアスリートの発掘・育成・強化や指導者の養成・資質向上を図るとともに、地域に根差した競技進行を目指す。	競技スポーツ振興課
179	III	6	⑭	(3)	○	○	様々な分野で担い手となる若者の応援	○	新規就農者数	新規に就農した人の数	新規就農者育成総合対策(就農準備資金・経営開始資金)	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金(2年以内)及び就農直後の経営確立を支援する資金(3年以内)を交付する。	担い手支援課
	IV	7	⑮	(2)	○	○	学校における相談体制の整備	○	スクールカウンセラー(SC)及びスクールソーシャルワーカー(SSW)の年間配置時間総数	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの年間配置時間の総数	スクールカウンセラー等配置事業(いじめ防止対策等推進事業の一部)(再掲I-1-③-①)	支援を必要とする児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカー等の専門性を有する人材を配置し、関係機関との連携など、子どもやその保護者への相談支援の充実を図る。	教)児童生徒安全課

番号 ※	施策番号				新規	再掲	指標	関連指標	指標の解説	重点事業名	概要	担当課
190	IV	7	⑮	(7)				○ 青少年相談員の定員に対する充足率	青少年相談員の定員に対する充足率	青少年相談員設置事業	地域の青少年健全育成のリーダー的存在として、青少年健全育成活動、非行防止、安全防止活動等多岐にわたる活動を行っている青少年相談員の活動の充実及び資質や意欲の向上を図る。	県民生活課
	IV	7	⑯	(1)				○ 青少年相談員が地域において実施する取組への青少年の参加者数	青少年相談員事業への青少年の参加者数	青少年相談員設置事業	地域の青少年健全育成のリーダー的存在として、青少年健全育成活動、非行防止、安全防止活動等多岐にわたる活動を行っている青少年相談員の活動の充実及び資質や意欲の向上を図る。	県民生活課
199	IV	7	⑰	(2)				○ コミュニティ・スクールを導入した学校の割合	保護者や地域住民などが、一定の権限と責任をもって学校運営に参画する学校運営協議会制度を導入した学校の割合	「コミュニティ・スクール」設置推進事業	保護者や地域住民が、学校運営協議会を通じて、一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、よりよい教育の実現とともに、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを目指す。	教)生涯学習課
215	IV	8	⑱	(3)	○			○ 児童生徒の登下校時における交通事故死傷者数	県内において発生した小学生・中学生・高校生の登下校中の交通事故死傷者数(県警資料から算出)	通学路安全推進事業	学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、モデルとなる地域(以下「モデル地域」という。)を設定し、モデル地域の市町村教育委員会が中心となって、モデル地域全体での学校安全推進体制を構築する。	教)児童生徒安全課
218	IV	8	⑲	(2)				○ 小中学生の保護者向けにインターネット適正利用啓発講演を実施している市町村数	インターネットに起因するトラブルから子どもたちを守るため、小中学生の保護者に対するインターネット適正利用啓発講演を実施している市町村の数	青少年ネット被害防止対策事業(インターネット適正利用啓発講演)	ネットパトロールの結果に基づき、学校、関係機関の要請に応じ、児童生徒・保護者・学校関係者等が主催する講演会において、職員を派遣し講演を実施し、子どもたちのネットリテラシーの向上を図る。	県民生活課
229	IV	8	⑳	(4)	○			○ 保育所等の待機児童数	政令市・中核市を含む保育所等の利用待機児童数	保育所整備促進事業補助金	待機児童の早期解消を図るため、保育所等の施設整備費について、国の助成に県が独自に加算措置を行い、緊急的に整備を促進する。	子育て支援課
231	IV	8	㉑	(6)	○			○ 地域子育て支援拠点の数	地域の身近なところで、気軽に、子育て中の親子の交流や子育て相談ができる地域子育て支援拠点の数	地域子育て支援拠点事業	家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行うための費用を助成する。	子育て支援課

※ 番号は、関連事業233の通し番号です。